

## 資料5 民間事業者の信書便事業参入の現状

平成15年4月1日から、信書※の送達を信書便法の許可を受けた民間事業者が行うことが可能となりました。また、平成27年12月1日より特定信書便役務の大型信書便サービスのサイズや高付加価値サービスの料金の規制の緩和が図られました。

ニーズが高度化、多様化する利用者の選択の機会が拡大するよう、特定信書便事業への参入を支援しています。

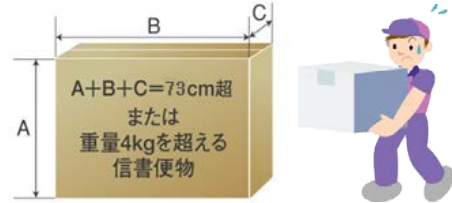
※「信書」とは、“特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書”をいいます。日本郵便株式会社や信書便事業者以外の者が他人の信書を送達することは法律により禁止されています。

### ■ 特定信書便事業の役務の概要

#### ■【大型信書便役務】(1号役務)

長さ、幅、厚さの合計が73cmを超えるか、または、重量が4kgを超える信書便物を送達するもの。

➡ 本社と支社間の社内連絡便貨物と信書の同時送達など



#### ■【3時間役務】(2号役務)

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの。

➡ バイク等を利用した急送サービスなど



#### ■【高付加価値役務】(3号役務)

料金の額が800円を超える信書便物を送達するもの。

➡ 配達記録サービス、遠距離の急送サービスなど



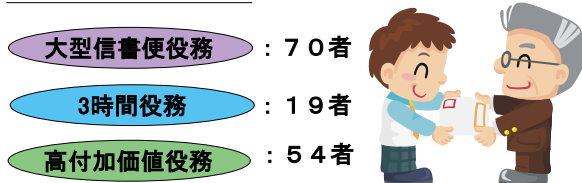
800円を超える信書便物

### ■ 管内の特定信書便事業者数

近畿管内に拠点を置く特定信書便事業者は、平成27年12月11日現在で85者(全国463者)となっています。これらの事業者は、大型信書便物の送達、3時間以内の送達、高付加価値送達など信書の送達分野で様々なサービスを提供しています。



#### 役務の種類別事業者数



注1: 管外で申請が行われた事業者を除きます。

注2: 複数の役務を提供する者がいるため、参入事業者数とは一致しません。

(平成27年12月11日現在)